

# サービス付き高齢者向け住宅にかかる固定資産税の減額申告書

令和 年 月 日

(あて先) 松山市長

申告者

住 所

ふりがな

氏 名  
又は名称

電 話 ( ) -

地方税法附則第15条の8第2項の規定の適用を受けるため、松山市市税賦課徴収条例附則第12条の3第3項に基づき申告します。

減額を受けようとする家屋			
納税義務者	<input type="checkbox"/> 同上 (上記の申告者と同じ場合は、チェックを入れてください)		
	住 所		
	氏名又は名称		
	個人番号 又は法人番号	⇒個人番号は左1マス空けて記載 (右詰で記載)	
家屋の所在地			
家屋番号 (登記がある場合のみ)		種類 (用途)	
建築年月日	令和 年 月 日	構 造	木造・鉄骨造・軽量鉄骨造・ 鉄筋コンクリート造・ その他 ( )
登記年月日 (登記がある場合のみ)	令和 年 月 日	床 面 積	m <sup>2</sup>
対象床面積	m <sup>2</sup>		
サービス付き高齢者向け住宅登録簿に記載 されたサービス付き高齢者向け住宅の戸数		戸	
備 考	(※新築した年の翌年の1月31日までに申告できなかった場合は、その理由を記入してください。)		
(共有所有の場合は、該当する <input type="checkbox"/> にチェック)			
<input type="checkbox"/> この申告について共有所有者全員が同意している。 <input type="checkbox"/> 左記以外 ( )			

※添付書類については裏面参照

担当者

## 【 添付書類 】

○高齢者の居住の安定確保に関する法律(平成13年法律第26号)第7条第1項の登録を受けた旨を証する書類 (同法第7条第3項による登録通知 等)

○当該貸家住宅の建設に要する費用について、政府の補助 (スマートウェルネス住宅等推進事業のうちサービス付き高齢者向け住宅の整備を行う事業に係る補助をいう。)を受けている旨を証する書類 (補助金交付決定通知書 等)

※令和3年3月31日以前の新築分についてはサービス付き高齢者向け住宅の整備に要する費用に係る地方公共団体の補助を受けている旨を証する書類も可。

## 【マイナンバー制度について】

マイナンバー制度により、「個人番号」「法人番号」が必要となります。個人番号の場合、通知カード等による番号確認と、運転免許証等による本人確認をすることが、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第16条で規定されていますので、ご協力をお願いします。

なお、郵送の場合は、通知カードの写し及び運転免許証等の写し 又は 個人番号カードの写しを同封してください。

## 【問い合わせ先】

〒790-8571 松山市二番町4丁目7-2 松山市役所 理財部 資産税課 家屋担当  
電話 (089) 948-6319 ・ 948-6321 ・ 948-6323